資料１

第31回　長野県公文書審議会（10/30）

【 会議事項 】

１　令和８年度 廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取　… ２ページ

２　その他
- 監査委員事務局からの意見聴取　… ４ページ
- 管理状況報告等に関する質問　… ５ページ
- 特定歴史公文書の保存及び利用状況に関する質問　… ６ページ

1　令和８年度廃棄予定公文書ファイルの意見聴取

資料２ 参照

1　Ｒ８末保存期間満了公文書ファイルの措置（暫定値）

（単位：ファイル）

計	廃棄	移管	延長
112,133	82,966	1,000	28,167

2　意見聴取の流れ

第30回審議会（8/25）→ **第31回審議会（10/30）** → 第32回審議会（11/12）

審議対象　**35,820** 件
※本庁部局、他の実施機関（教育除く）
（危機管理、総務、観光スポーツ　等）

現物確認 104 件

審議対象　**33,501** 件
※本庁部局、地域振興局、教育
（企画振興、県民文化、環境　等）

現物確認 158 件

審議対象　**13,645** 件（見込み）
※本庁部局
（健康福祉、建設　等）

→ 第33回審議会（12/24）

審議対象　第30回～第32回において審議できなかった部局

1　令和８年度廃棄予定公文書ファイルの意見聴取

資料２ 参照

3　現物確認タイムテーブル（10/30）

時間	所要時間	内容
10:30 ～ 11:30	60 分	現物確認
11:30 ～ 13:00	90 分	休憩
13:00 ～ 15:00	120 分	廃棄審議

2　その他（監査委員事務局からの意見聴取）

監査過程の記録保存について

質問事項

1　原課からの根拠資料（監査調書等）を１年間で廃棄するのではなく、もっと延長するべきではないか。

2　監査委員会議でどのような会議が行われ、どのような監査結果となったのかが分かる経過記録が含まれる「監査委員会議」ファイルを残すべきではないか。

2　その他（管理状況報告に関する質問）

延長ファイルの件数が増加している理由について

質問事項

知事部局の保存期間満了公文書ファイルのうち、延長件数が約２～３割となっている。

延長が増えている理由は何か。

確認結果

- 保存期間満了時点において、現存する公文書ファイルと公文書管理システム上の登録状況が異なっていたことから、実際には保有していない文書（空ファイル）も含めて延長件数として計上していたおそれがある。
- 期限までに廃棄・移管の処理が間に合わず、一時的に延長として処理していた所属が一定数あった。

➡ 翌年度以降は、期限までに適切にシステム上の処理を行うよう促すとともに、延長件数から空ファイルを取り除いた上で集計を行えるよう、集計方法の見直しを検討中

2　その他（特定歴史公文書の保存及び利用状況に関する質問）

質問事項①

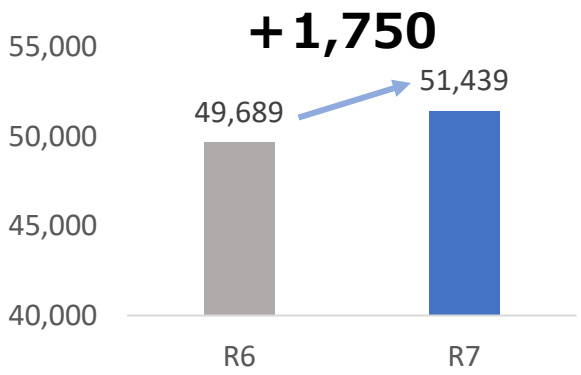
昨年度資料と今年度資料で令和６年度時点の特定歴史公文書の保存件数が約2,000件異なる理由は何か。

回答：

　昨年度の資料の保存件数（1,651件）は、**「ファイル件数」で計上**していたが、目録整備したものは**「簿冊の実数」で計上**しているため、差異が生じている。

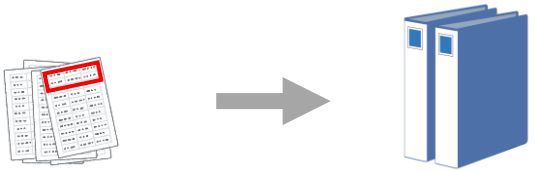
令和６年度の保存数
1,651件

簿冊を整理し目録整備したところ
3,401冊となった。



要因

１件のファイル名で複数簿冊があるもの、内容や形態等から複数冊に分けて管理するものが適当と判断したことによる。



ファイル名は１件だが、目録整備上は複数簿冊に

2　その他（特定歴史公文書の保存及び利用状況に関する質問）

確認事項②　昨年度の目録未公表件数と今年度の目録作成件数の関係はどうなっているのか。数字が大きく変動している理由は何か。

回答：
　確認事項①と同様、「ファイル件数」と「簿冊の実数」が異なるため。

確認事項③　「目録整備状況」から「目録公表状況」に名称変更した理由は何か。

回答：
　取扱上は「公表状況」を記載すべきとしていたことから、適正な表記に変更。
　なお、実務上も目録の整備に着手していても、文書群全体の整備が完了していない場合には、整備数を０として計上している。

確認事項④　条例施行前に受け入れた文書の未公表件数（1,188件）が減っていない理由は何か。

回答：
　条例施行後の移管文書を優先しているが、令和６年度分については、3,000冊超と簿冊が多かったことに加え、保存箱の作成や金属除去等の措置が必要な簿冊も多かったことから、条例施行前の文書の整理が難しい状況だった。

2　その他（特定歴史公文書の保存及び利用状況に関する質問）

確認事項⑤

条例施行前文書の目録未公表分について、今後どのような計画で整備・公表を進めるのか。

回答：

令和７年度後半から令和８年度前半にかけて、未公表分の整理に着手することができ、令和８年度中に条例施行前の未整理分は全件公表予定

確認事項⑥

外部から資料を受け入れて件数が増加したのであれば、その受入件数を別途把握・報告していないのはなぜか。受入実績を示してほしい。

回答：

特定歴史公文書については、外部から受け入れた資料はない。なお、条例上は、外部から受け入れた資料は特定歴史公文書には該当しない。

確認事項⑦

複製物の作成状況に関して「対象年（明治6年及び昭和元年）」と、内訳にある「大正6年から昭和元年まで」との関係はどうなっているのか。

回答：

内訳に記載の「大正6年から昭和元年まで」というのは、簿冊のタイトルであり、昭和元年分の簿冊となっている。